

# 教育・保育提供区域について

令和元年5月30日

## 子ども・子育て支援法第61条第2項

### 1. 教育・保育提供区域

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

### 2. 子ども・子育て支援事業計画で定める事項

- (1)・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
  - ・教育・保育の量の見込み
  - ・教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2)・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(各年度)
  - ・地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育提供区域  
ごとに策定

## 基本指針（国）

### 1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

- (1)市町村は、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子供が居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- (2)地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。
- (3)教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、地域子ども・子育て支援事業等の広域利用の実態が異なる場合には、事業等ごとに設定することができる。

## 教育・保育提供区域(案)

### ★第1期計画教育・保育提供区域【圏域数:9】

松山市が策定している「地域福祉計画」と「都市計画マスタープラン」で設定している圏域などを参考に、地理的条件や社会的条件、未就学児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を下記の9区域としている。

区域名	地 区							
①中心部	番町	八坂	東雲	素鷲	雄郡	新玉	味酒	清水
②北東部	湯山	日浦	五明	伊台	道後			
③東部	久米	小野	桑原					
④南部	石井	浮穴	荏原	坂本				
⑤西部	余土	垣生	生石	味生				
⑥北西部	宮前	三津浜	高浜	由良	泊			
⑦北部	和気	潮見	堀江	久枝				
⑧北条	浅海	立岩	難波	正岡	北条	河野	栗井	
⑨中島	睦野	東中島	西中島	神和				

### 【事務局案】

第2期計画は、第1期計画を継承しているため、提供区域についても、同様とし、9区域に設定する。